

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

経営者が知っておきたい「年収の壁」のポイント

パートで働く妻の年収が増えると 世帯の手取りが減る？

こんにちは、高橋学です。今回は最近話題の「年収の壁」について解説していきましょう。夫婦のどちらかが専業主婦(主夫)や短時間労働者(パートやアルバイト)で年収が少ないと、税金や社会保険料の支払いが少なくなります。ただし、年収が一定額を超えると、税や社会保険料の負担が増え、年収は増えても手取り額が減少する境目の金額を「年収の壁」と呼びます。会社員の夫とパート勤務の妻という前提ですと、主な「年収の壁」には、100万円、103万円、106万円、130万円、150万円が挙げられます。

まず、税による「年収の壁」について考えましょう。妻の年収が100万円を超えると住民税、103万円を超えると所得税がかかります。ただし、住民税は一律10%、所得税率は年収100万円程度なら5%ですから影響は大きくありません。妻の年収が150万円を超えると、夫の年収が一定以下の場合に適用される「配偶者特別控除」の控除額が段階的に減り、夫の税負担が増えますが、こちらもさほど影響は大きくありません。一方、影響が大きいのが妻に社会保険料の負担が発生する年収106万円と130万円の「壁」です。

妻の社会保険料負担で 将来得られるメリットも

年収106万、130万円の「壁」とは、妻がパート・アルバイトとして週20時間以上働き、月額賃金が一定以上になると、社会保険に加入することになり(下図)、条件によっては世帯の手取り額が下がることを指します。

例えば、会社員の夫と夫婦2人世帯で共に40歳のケースで、妻の勤務先の従業員数が101人以上の場合、年収106万円で妻に社会保険料の負担が発生し、妻の年収が103万円の場合に比べ、世帯の手取り額はむしろ減少してしまう場合があります。一方、妻の勤務先の従業員数が100人以下の場合には、社会保険加入は妻の年収が130万円を超えた時点[※]からとなりますが、この場合も妻の収入が増えたほどは世帯収入は上がりません。

ただし、社会保険料支払いによる「壁」は、妻自身が保険料を支払うことによって、第三号被保険者のままでは受給できない厚生年金を将来受け取れるメリットがあり、一概に「働き損」とはいえません。なお、2024年10月以降、週20時間以上働く短時間労働者の社会保険適用の範囲は従業員50人超の事業所に拡大されます。

※勤務先が特定適用事業所でない場合は、その事業所の通常の労働者の所定労働時間の3/4以上(一般的に週30時間以上)勤務していることが条件

■ 短時間労働者の社会保険適用要件

対象	2022年10月～(現在)	2024年10月～
特定適用事業所	従業員数 常時100人超	従業員数 常時50人超
短時間労働者	1週の所定労働時間 20時間以上	変更なし
	月額賃金 8万8,000円以上	変更なし
	継続して2カ月を超えて 雇用される見込み	変更なし
	学生ではないこと	変更なし

